

令和2年12月24日
全レ協第111号

各地区協会 各位

一般社団法人 全国レンタカー協会
専務理事 中村 浩一

GoTo トラベル事業における「STAYNAVI」とレンタカー事業の提携について

今般、GoTo トラベル事業の宿泊施設直販予約をサポートする第三者機関である「STAYNAVI」を運営する株式会社 PEERTO(ピアトゥー)から、「STAYNAVI」とレンタカー事業との業務提携についての提案がありました。

この業務提携により【別添1】「Go To トラベル事業」のレンタカー事業への適用と「STAYNAVI」にあるとおり、GoTo トラベル時宜用でレンタカーが割引となる範囲が広がる可能性があると考えます。つきましては、傘下会員事業者に対し関連資料を含め周知をしていただくとともに、業務提携を希望される事業者がいる場合には、傘下事業者分をとりまとめの上、下記のとおり全国レンタカー協会あて提出してください。

なお、業務提携を行うかどうかはあくまでも各レンタカー事業者ご自身で判断いただくこととなりますが、業務提携に必要な条件としては、レンタカーの予約ができる自社の公式サイトをお持ちの事業者が対象となり、公式サイトをお持ちでない事業者や、公式サイトはあってもレンタカーを予約する機能がない場合は、業務提携の対象となりません。したがって、本件をご案内していただく事業者はレンタカーを予約できる自社サイトをお持ちの事業者だけで構いません。

提携希望提出をいただきました担当者あてに、株式会社 PEERTO(ピアトゥー)の担当者から直接提携希望の事業者へ連絡が行くこととなります。

なお、「STAYNAVI」との提携につきましては、2種会員にはご案内済みとなっておりますので、2種会員を除く会員様へのご案内をお願いいたします。

記

1 提携希望事業者のリストの提出

(1) 傘下会員事業者のうち、業務提携を希望する事業者がいた場合は「(別紙)担当者連絡先」に必要事項を記載したものを各地区協会できりまとめの上、下記により全国レンタカー協会あてメールで送信してください。

提出期限： 2021年1月12日(火)15:00 (全レ協必着)

提出先： (一般社団法人 全国レンタカー協会) 中村、大島

e-mail： nakamura@rentacar.or.jp

oshima@rentacar.or.jp

(2) 業務提携を行うこととした場合

業務提携を行うこととした事業者がいる場合は、その旨を各地区協会経由で全レ協の担当者までご報告をお願いいたします。

【報告のフロー】

各地区協会は、傘下事業者のうちレンタカー予約ができる自社サイトサイトを有する事業者に本件内容を展開する



提携を希望する事業者は、各地区協会に申出る。
(各事業者は、参加希望リストに所定の連絡先等を記載し、地区協会に提出する)



地区協会は、提出されたリストを全レ協に連絡する(2021.1.12まで)



全レ協は、各地区協会から提出されたリストを(株)PEERTOにメール送信



(株)PEERTOから提携希望事業者の担当者あて連絡。具体的な条件等を話し合う。



話がまとまって提携することが決まったら、各事業者から地区協会に連絡する。
STAYNAVIの利用に際し(株)PEERTOから利用者にユーザーIDが付与される



各地区協会は、提携事業者を全レ協に報告する

○現在の GOTO トラベル事業の状況

黄色の塗りつぶしがレンタカーが GOTO トラベル事業の対象で実際に旅行商品などであるもの

青色の塗りつぶしがレンタカーが GOTO トラベル事業の対象とはなるが、実際に旅行商品などでないもの

1 旅行商品や予約サイトの場合

			例	Go To トラベル	
				旅行商品などの価格補助	地域クーポン券
I-1	交通機関+宿泊 +レンタカー (現地)	1泊以上	北海道2泊3日 飛行機+宿+レンタカー	対象 (現地レンタカー)	—
I-2	交通機関+宿泊 + (観光施設など)	1泊以上	沖縄3泊4日 飛行機+宿+ (美ら海入場券) レンタカーは旅行商品などに入っていない	対象 (レンタカー含まず)	対象 (現地レンタカー)
I-3	交通機関 +レンタカー (現地)	日帰り	新幹線とレンタカーで行く那須高原日帰りの旅 (実際にはこういう旅行商品はほとんどない)	対象	—
I-4	交通機関 +観光施設など	日帰り	特急で行く山梨ブドウ狩り日帰り レンタカーは旅行商品などに入っていない	対象 (レンタカー含まず)	対象 (現地レンタカー) (ニーズがないからレンタカーに使われない)
I-5	宿泊 +レンタカー (出発地)	1泊以上	レンタカーで行く箱根1泊の旅 (実際にはこういう旅行商品などはほとんどない??)	対象	—
I-6	レンタカー (出発地) +観光施設	日帰り	レンタカーで行くブドウ狩り日帰りの旅	対象にならない	

2 予約サイト (旅館、ホテルの個々の直販予約システムではなく、楽天トラベルなど多くの旅館、ホテルの予約サイトです。)での宿泊だけを予約の場合

			例	Go To トラベル	
				宿の価格補助	地域クーポン券
2-1	予約サイトで宿のみを予約	1泊以上	長野の温泉宿を予約し、松本でレンタカー (現地) を借りる	あり	対象 (現地レンタカー)
2-2	同上	同上	長野の温泉宿を予約し、東京からレンタカー (出発地) で行く	あり	対象にならない 注

注 宿泊地の隣接県でレンタカーを借りる場合は出発地からのレンタカーも、現地レンタカーとして取り扱われ対象となる。

例 神奈川県箱根の宿+東京からのレンタカー

○ STAYNAVI を使うと何が可能になるか

・予約サイトを使った I-5 として取り扱われ、宿泊+出発地レンタカーも価格補助の対象となる。

→GoTo トラベル事業の

→利用者にとってレンタカーを使った旅行が安く行ける、地域クーポンも多くもらえる。表の赤枠で囲った部分が追加される旅行代金

(例)長野の温泉宿 2人で旅行 1泊1人1万円の宿にレンタカーで東京から行く場合 (旅行代金総額:3万円: レンタカー代は2日で1万円と想定)

	宿泊費	レンタカー	利用者負担額	地域クーポン
現状	2万円→35%補助で1万3,000円に	1万円→補助なし	2万3,000円	2万円の15%の3,000円
STAYNAVI 利用	同上	1万円→35%補助で6500円に	1万9,500円	3万円の15%の5,000円 ^注

注:計算上は(30,000円×15%)4,500円だが、制度上、千円以下は四捨五入されるため、実際は5,000円の地域共通クーポン券が支給される。

・高速道路周遊パスもセットにすることが可能。

(例)上記のケースに高速道路周遊パス 首都圏から長野県エリアフリーパス8,700円を追加。(旅行代金総額:3万8,700円)

→利用者にとってレンタカーで高速道路を使った旅行が安く行ける、地域クーポンも多くもらえる

	宿泊費	レンタカー	高速道路	利用者負担額	地域クーポン
現状	2万円 →35%補助で1万3,000円に	1万円 →補助なし	8,700円 →35%補助で5655円に	2万8,665円	2万8,700円の15%の4,000円
STAYNAVI 利用	同上	1万円 →35%補助で6,500円に	同上	2万5,155円	3万8,700円の15%の6,000円 ^注 注:5,805円の四捨五入

○ STAYNAVI の利用しづらいところなど

・利用者は ①宿のHPで予約 ②レンタカーのHPで予約 ③ 高速道路周遊パスも組み合わせるならNEXCOで予約
④それぞれを予約したことをSTAYNAVIに打ち込む ことが必要なのでやや煩雑

・宿とレンタカーをGOTOトラベル事業の対象とするかは宿が決めるのでやや不安

宿に割り当てられたGOTOトラベルの枠を使用するので宿だけでその枠を使用できる宿はレンタカーを対象としない可能性あり

→STAYNAVIの説明だと予算枠がかなりあるのであまり心配をする必要がないのでは・・・とのこと

・GOTOトラベルの補助の限度額は1人1泊2万円で、その70%の1万4000円が価格補助、その30%の6000円が地域クーポンの上限

JALも今後はSTAYNAVIを使える予定なので、JALも使うケースだと上限を超えることはありうる

→熊本温泉宿 1人で旅行 1泊2万円の宿 JAL3万円 レンタカー利用の場合は限度額を超える

(ただし、泊数や旅行人数によっては限度内に収まる場合もある)

	宿泊費	レンタカー	JAL	価格補助計
STAYNAVI 利用	2万円 →35%補助で1万3,000円に	1万円 →35%補助で6500円に	3万円 →35%補助で1万9,500円に	7,000円+3,500円+1万500円=2万1,000円 となり1万4000円の限度額をオーバー

一般社団法人 全国レンタカー協会 御中



添付2
添付2

STAYNAVI メディアガイド 並びに 連携事業に関するご案内

2020/10



株式会社ピアトゥー概要



自社予約システム「OPTIMA」を有する株式会社エス・ワイ・エスの創業者が、「宿泊施設と旅行者がダイレクトに繋がる次世代型の旅行予約プラットフォームの構築」をビジョンに2018年10月に当社を設立。施設のDtoC(Direct-to-Consumer)の実現の為に仕組「Grips」「STAYNAVI Biz」や公式サイト専用のポータルサイト「STAYNAVI」を展開。

資本金	30,021,571円
資本準備金	21,001,571円
役員構成	代表取締役社長 杉田真志 取締役 小橋絵美 取締役 松本拓真
取引銀行	三菱UFJ銀行 麻布支店 第一勧業信用組合 本店
CONTACT	本店所在地 東京都港区三田二丁目3-34-1306号 電話番号 03-6275-1075 西麻布営業所 東京都港区西麻布四丁目10-13ウエストコート2F E-mail info@peerto.jp
創業	2018年10月31日

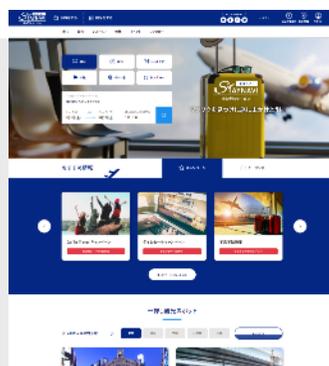
「STAYNAVI」概要



STAYNAVIは施設や地域の持つ隠れた魅力や価値をテクノロジーを駆使し、ダイレクトに旅行者に伝えます

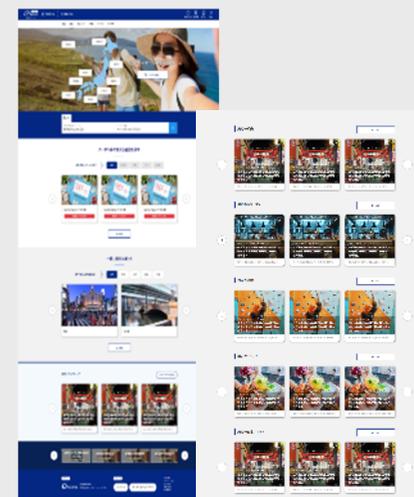
公式サイト検索 & 予約

「最低価格保証」「公式サイト限定プラン」「自社会員向け特別サービス」等、宿の公式サイトに埋もれた魅力を一か所に集約し、利用ゲストに本当のバリューをダイレクトに届けます。



旅行者向け観光サポート

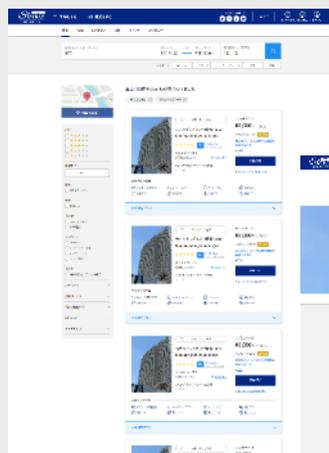
施設情報に地域の魅力を付加した表現が、施設やエリアの持つ観光ポテンシャルを最大化。テクノロジーが旅行者に適時に情報伝達し、旅行者の最高の旅を手助け致します。



掲載宿泊施設
20,000店舗以上

内GoToトラベル対象
施設13,000施設

周辺施設
600,000店舗以上



公式サイト限定プラン検索

公式サイト空室・価格検索

自社オリジナルプログラム検索

近隣観光アイテムの検索・予約

旅行計画（タビマエ）の支援

現地（タビナカ）のナビ

Go To キャンペーンへの取り組み（概要）



STAYNAVIは、Go To トラベル事業の認定第三者機関として、
全国の宿泊施設（ホテル・旅館・民宿・国民宿舎・休暇村・ペンション・民泊・その他）の
Go To トラベル 対応 直販予約を全面的にサポートしています！

旅行者・宿泊客向け
Go To トラベル キャンペーン
ご案内ページ



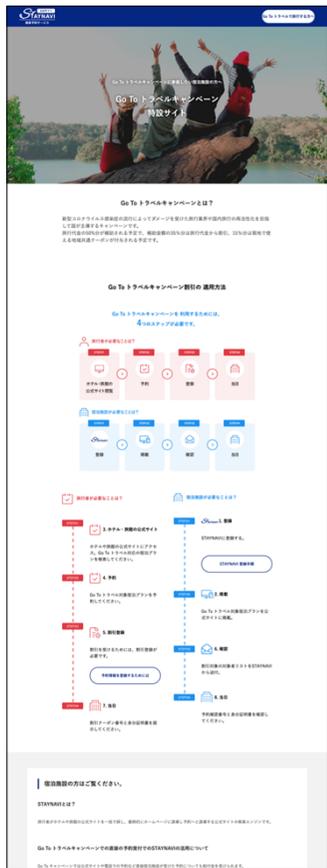
<https://staynavi.direct/campaign/gototravel/>

STAYNAVI
ポータルサイト
検索予約（宿泊・観光他）



<https://staynavi.direct/>

宿泊施設向け
Go To トラベル キャンペーン
ご案内サイト



<https://gotoinfo.staynavi.direct/>

Go To キャンペーンでの圧倒的な集客フロー



Go To トラベル関係各社との全面協力・連携のもと、
直販予約に関して**圧倒的な旅行客の集客を実現**しています！



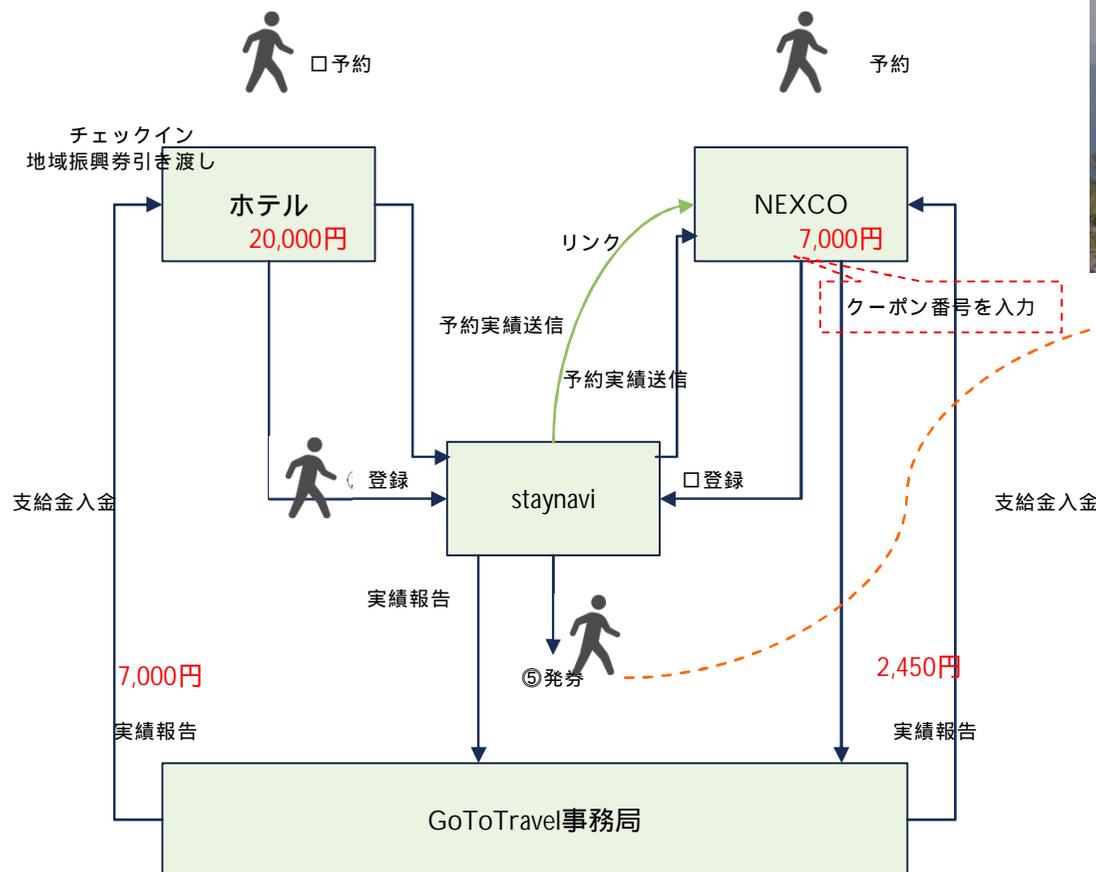
■ 参考：NEXCO様との連携フロー

9月11日より連携開始

国内100以上のメディアでの掲載

<https://staynavi.direct/nexco/>

9月11日よりスタート



Go To Travel クーポン クーポン番号23456

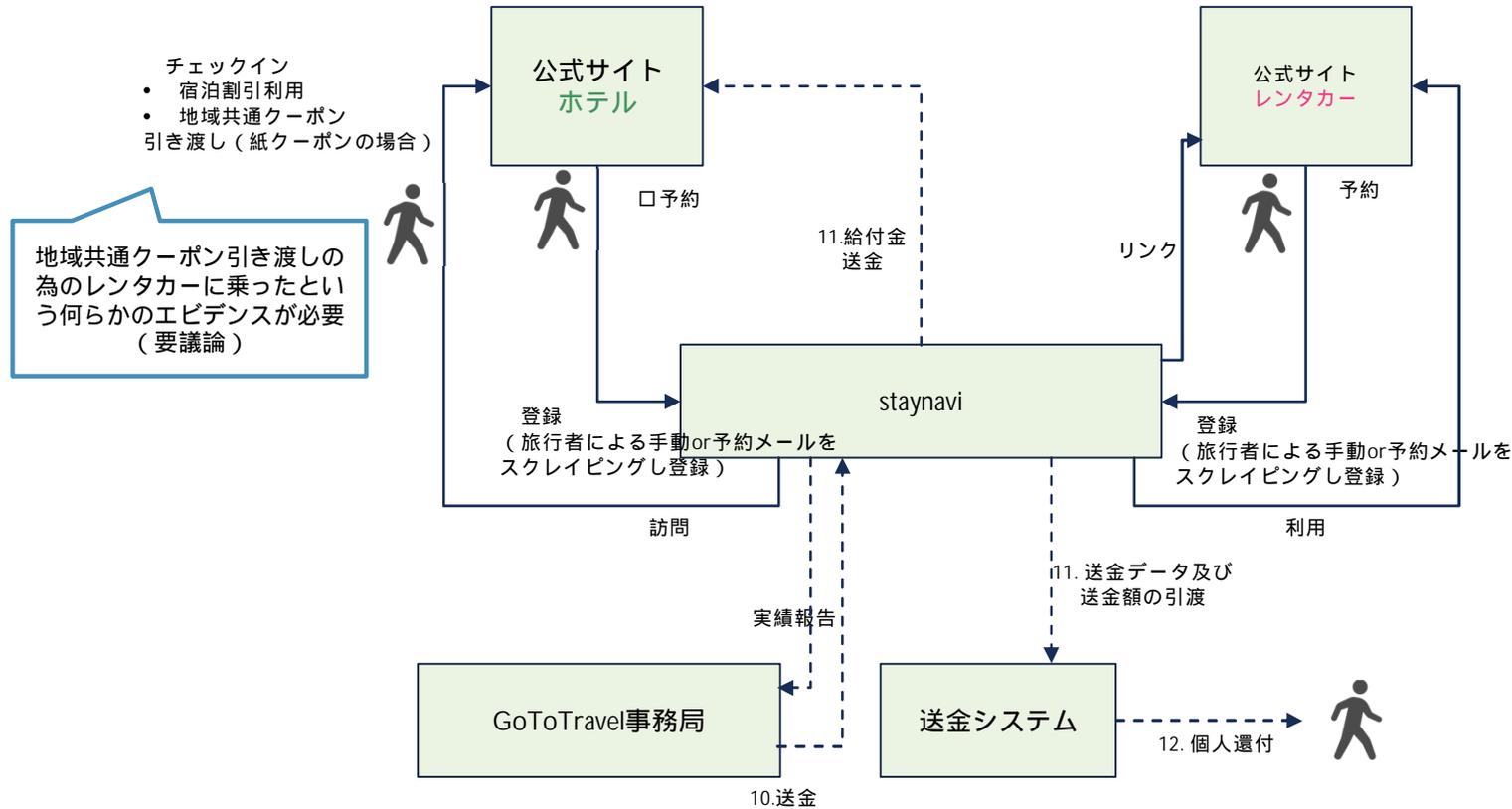
旅行総額合計 27,000円
 地域振興券 1,000円 × 3枚

明細
 宿泊
 宿泊者名 田中正雄
 宿泊日 4月11日 1泊 1名
 宿泊総額 20,000円
 宿泊割引額 7,000円
 現地支払額 13,000円

高速道路周遊パス
 利用日 4月11日から12日
 利用区間 A B C
 金額 7,000円
 割引額 2,450円
 ETC引落額 4,550円

■ STAYNAVI 組み合わせプラン作成機能

- 宿泊オプションとしてレンタカーの予約を連携、GoToトラベルの割引対象とする（宿泊の給付枠に相乗りする形になります）
- レンタカー会社様は開発は要りません
- 地域共通クーポンは宿泊施設により発行されます
- 宿泊実績との月次での費用実績の突合によりSTAYNAVIが後日旅行者に割引額を変換します



【参考情報】「STAYNAVI」の概要等について

○ 「STAYNAVI」とは

「STAYNAVI」とは、株式会社ピアツアーが運営するホテル・旅館の直販予約ポータルサイトです。「GoTo トラベル事業」では、旅館等の宿泊施設が（旅行会社を介さず）利用者の宿泊予約を直接受ける場合も助成の対象とされていますが、旅館が直接利用者の宿泊予約を受け・宿泊に供されただけではその旅館はGoTo トラベルの給付金の給付（旅行者は「旅行代金の割引」）を受けることはできません。給付金を得るためには、不正受給等を防止する観点から、旅館は宿泊の予約、宿泊の事実を記録・保管できる宿泊施設とは別の第三者機関との連携が必要とされています。

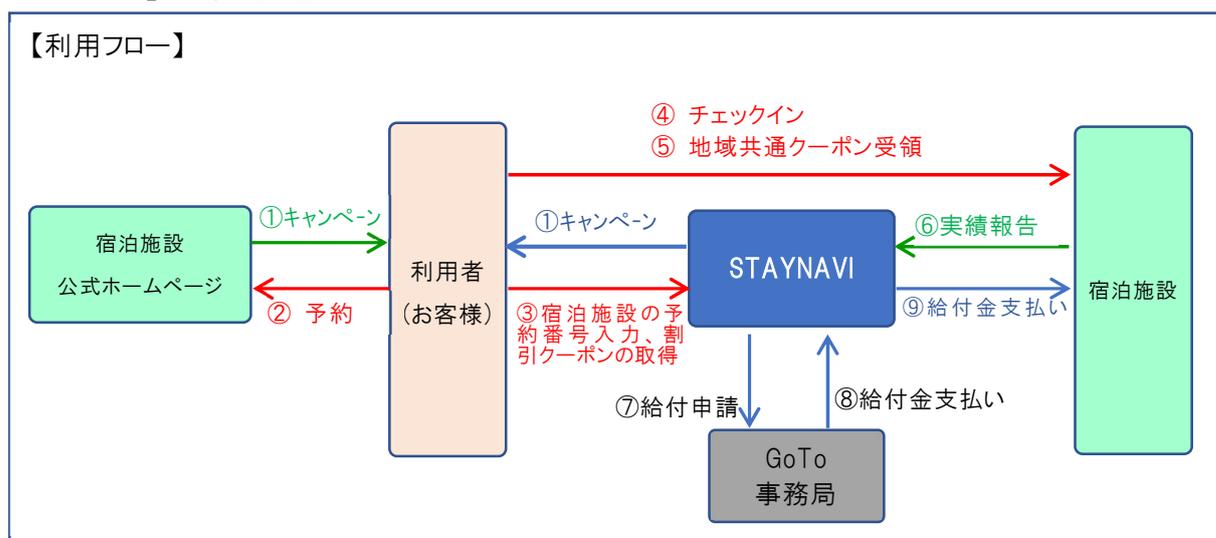
「STAYNAVI」は、GoTo トラベルで承認を受けた第三者機関で、旅行者が宿泊施設と直接予約を行った場合にGoTo トラベルの35%割引を適用する仕組みを提供しています。

○ 「STAYNAVI」でできること

「STAYNAVI」は、上で述べたように宿泊施設が直接利用者から宿泊予約を受ける際の第三者機関としての役割を担っているほか、フェリーなどの旅客船やNEXCO各社が発行するGo To トラベルに対応した「高速道路周遊パス」も取り扱っています。特に高速道路周遊パスについては、NEXCOのサイトで予約・購入した旨の情報を「STAYNAVI」に入力しないとGoTo トラベルの割引が受けられない仕組みになっており、これができるのは現在のところ「STAYNAVI」だけです。また、来年1月からは日本航空(JAL)と連携する予定もあります。

「STAYNAVI」で、高速道路周遊パスやJALなどの交通機関と連携して1つの旅行に仕立てることにより、GoTo トラベル事業の35%割引の適用が受けられることが可能です。そのため、今後、レンタカーとの連携が実現した場合、（宿泊施設の毎の同意が必要などの一定の前提条件はありますが）宿泊+レンタカー(+高速道路周遊パス)のセット旅行に対しGoTo トラベル事業の35%割引の適用が受けられる可能性があります。

○ 「STAYNAVI」の利用方法



1. 利用者は、ホテルや旅館の公式予約サイトで「Go To トラベル」対象プランを予約する。（上図の②）
2. 予約メールを確認する。
3. 利用者がSTAYNAVIにログイン（初回は「STAYNAVI」会員登録）。
4. 予約受付メールの内容をSTAYNAVIのフォームに入力する。（上図の③）

5. 「STAYNAVI」から割引クーポンの発行を受ける(上図の③の一連流れ)
6. 上記5で発行された割引クーポンを、チェックインの際に宿泊施設に提示する。
(上図の④)
7. 地域共通クーポンを受け取る(上図の⑤)

GoTo トラベルの割引を適用するには、利用者は「宿泊施設」や高速道路や旅客船等の「交通機関」等のそれぞれの公式サイトにおいて個々に予約を行い、それらの予約情報を全て「STAYNAVI」に入力することが必要です。

この点は、予約時に一カ所で完結する旅行業者を介した旅行予約の場合と異なります。

○ 「STAYNAVI」とレンタカー事業者の業務提携で可能になるもの

お客様が、宿泊の予約時にレンタカーを同時に予約することができるようになれば、「宿泊+レンタカー」が1つの旅行として提供・販売でき、35%のGoTo割引が適用されることとなります。

また、このような予約が可能になれば、出発地からレンタカーを利用した旅行にもGoToトラベルの35%割引を適用することができるようになると考えられます。

※ 制度上「宿泊+レンタカー」の旅行商品であればGoToトラベル事業(35%割引)の対象とされると説明されてきましたが、ダイナミックパッケージを除き、宿泊にレンタカーを組み込んだ旅行商品が積極的に販売されることはほとんどありませんでした。

	現 在		STAYNAVI 利用	
	旅行代金割引 (35%割引)	地域共通クーポン券 (15%割引)	旅行代金割引 (35%割引)	地域共通クーポン券 (15%割引)
宿 泊 + 現地レンタカー	× (ただし制度上はありうる)	○ (隣接県) × (隣接県以外)	○	× (旅行代金に含まれる)
宿 泊 + 出発地レンタカー	× (ただし制度上はありうる)	○ (隣接県) × (隣接県以外)	○	

○ 給付枠の問題

旅行代金総額の2分の1相当額の補助を行うに際し、旅行業者や宿泊施設に対し、GoToトラベル事務局から予め宿泊施設毎に「給付枠」が割り当てられています。各宿泊施設等ではこの「給付枠」の上限を超えて旅行代金の補助を給付することはできません。(ただし、給付割当額の変更の手続きは可能です)

この給付枠はレンタカー事業には割り当てられていないため、仮に「STAYNAVI」を利用して「宿泊+レンタカー」の旅行を組む場合は、宿泊施設が持っている給付枠を使って割引を行うこととなります。そのため、「給付枠」を全て自分の施設だけで使いたいと考える宿泊施設にあっては、レンタカーとの提携に消極的になることが考えられます。

したがって、レンタカーとの業務提携においては、全ての宿泊施設との提携とはならず、レンタカーを旅行に組み込むことを同意した宿泊施設のみとの提携となる見込みです。

○ 旅行総額との関係

GoToトラベル事業では旅行代金の半額を補助することとしています(割引限度額は、1人1泊あたり20,000円まで)です。これを旅行代金総額で計算し直すと40,000円になります。もともとレンタカーを利用する予定で旅行プランを作成していた場合、現在ではGoTo

トラベルからもらえる旅行代金には含まれませんが、今後「STAYNAVI」との連携ができるようになると、旅行代金の総額が同じでも GoTo トラベルが適用される旅行代金の範囲が増えるため、結果として割引実施額が増え、旅行代金の自己負担額も減るといったメリットが考えられます。

仮に「STAYVNAVI」を利用して宿泊施設分だけでは上限額の 40,000 円に達しない場合は、別のオプションを追加するなどして旅行代金の合計額を割引が適用できる上限に近づけようとするのが考えられます。業務提携が実現すれば、そのような場合における利用者の選択肢に「レンタカー」利用という選択肢を提供することができるようになることが考えられます。

なお、旅行代金の総額が限度内であれば、GoTo トラベル事業の給付金を利用して旅行代金としての支払額を減らせることも可能な場合があります。

【旅行総額】

旅行代金(A)	GoTo 割引が適用される旅行代金	GoTo 事業による割引額(B)			旅行代金自己負担額(C) C=A-B
		旅行代金割引(b')	地域共通クーポン(b'')	計	
20,000 円 (うちレンタカー代 5,000 円含む)	15,000 円	5,500 円	2,000 円	7,500 円	13,000 円
	20,000 円	7,000 円	3,000 円	10,000 円	10,000 円
30,000 円 (うちレンタカー代 5,000 円含む)	25,000 円	8,500 円	4,000 円	12,500 円	17,500 円
	30,000 円	10,000 円	5,000 円	15,000 円	15,000 円

注： 下段が「staynavi」を利用してレンタカーを旅行に組み込んだ場合の旅行金額の想定。
四捨五入の関係で、実際と異なる場合があります。

○ Q & A

Q 1 STAYNAVI の利用料金はどのくらいでしょうか

A 1 予約時利用総額の 1.5% (税抜き) の手数料となります。

Q 2 STAYNAVI を利用した GoTo トラベルの成約件数はどの程度でしょうか？また、高速道路周遊パスの利用件数はどの程度でしょうか

A 2 【2020 年 10 月度実績】

- ・ 予約数 14 億 6 千予約
- ・ 利用人数 324 万人
- ・ 泊数 199 万泊
- ・ 流通総額 548 億円
- ・ NEXCO 件数 1~2%

※ 10 月スタート時点は始まったばかりで数値が少なく 11 月前半の実績も加味し算出

Q 3 公式サイトで予約を受け付ける場合、利用料金はどのように表示すれば良いでしょうか？ 35% 割引が適用された料金を表示する必要がありますか？

A 3 割引前価格で表示頂ければと存じます。予約後ステイナビにて割引申請をすることにより割り引かれる旨をホームページ等予約の入り口やプランの文言、予約完了等に記載いただき周知いただければと思います。

Q 4 出発地からレンタカーを利用して旅行に行く場合に、レンタカー店舗でお客様からいただく料金は、35%割引が適用された料金をいただくことになるのでしょうか？それとも、最初は全額をいただいておいて、返却時に35%相当額を返金することになるのでしょうか？

A 4 最初に全額頂きその後ステイナビより宿泊のチェックアウトを確認した後利用金額の35%の割引相当分をお客様に返金します。返金時にお客様自身に200円から300円(調整中)の引き出し手数料が掛かります。

Q 5 料金を精算する際に留意する点として、どのようなものが考えられますか。宿泊証明書を提示してもらうなどの必要はありますか？・予約がキャンセルされた場合、どのように対応すれば良いでしょうか。またその際に当社所定のキャンセル料をいただくことは可能でしょうか？

A 5 宿泊が完了したことを確認し後でユーザーに割引相当額の還付する形を取るのも、もしレンタカー利用後に宿泊をキャンセルした場合還付が受けられず割引前価格での利用になる旨をお伝えいただきたいです。

レンタカーがキャンセルになった場合には割引前の価格にて通常のキャンセル料金をご請求するのが適切かと思えます。

Q 6 地域共通クーポン引き渡し時にレンタカーを利用したことのエビデンスが必要とありますが、レンタカーを利用したことのエビデンスとして必要な項目はどのような項目でしょうか？また、提供方法は、データ or 紙媒体のどちらが適当ですか

A 6

【チェックイン前に利用】

レンタカー会社にてレンタカー利用時に発行される利用証のようなものがあるかと思いますがそちらをフロントにエビデンスとしてお出しいただく形になるかと思えます。

【チェックアウト後に利用】

レンタカーを借りて前述のエビデンスをお持ちいただければ利用相当分の地域共通クーポンの発行は可能です。※レンタカーレンタル後にお立ちより頂けない場合は利用相当分の地域共通クーポンを放棄していただく形になります。

Q 7 当社の予約サイトの「利用規約」特に個人情報の取扱等に関する部分について、修正が必要となるでしょうか

A7 データ連携等特にしておらずお客様の意思により個人情報をステイナビに入力頂く形を取りますのでレンタカー事業者側で特に個人情報の取り扱いについての対応は必要ないと思われます。

その他規約の変更は特に必要ないと思われますが割引の仕方についてステイナビ側で専用ページをご用意する予定ですのでそちらへのリンク若しくは自社内で同様の内容での案内ページをお作り頂くことを想定しております。

